

## EP 特許出願の記載不備に関する実務上の留意事項

2013年07月22日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

Art 83 EPC によれば、「EP 特許出願は、当業者が実施することができる程度に**明瞭かつ十分に**発明を開示しなければならぬ」旨、規定されています。Art 83 EPC を充足しない旨の拒絶理由に対して、基本的には、出願後にケアすることはできません。したがって、出願明細書を作成する際に、明瞭かつ十分に発明を開示することに留意する必要があります。

但し、発明の技術分野における経験に関係なく、当業者が過度な負担を強いられることなく発明を再現するために必要な詳細を出願明細書中に記載することが出願人に求められています。なお、周知の一般常識を用いて明細書の記載を省略することは可能な場合もありますが、原則、明瞭かつ十分に発明を出願明細書中に開示することを心掛けてください。

### 【全14頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.